

第24回 独立行政法人評価委員会 水資源機構分科会等合同会議

(司会) それでは、時間が参りましたので、ただいまから、第24回独立行政法人評価委員会水資源機構分科会等合同会議を開催させていただきます。

会議に入ります前に、あらかじめ本日の配布資料について確認をさせていただきます。

(事務局) 資料確認

(司会) 本日の会議は、4省合同の会議であり、合同会議運営方針第3条及び第4条の規定に基づき、会議は非公開としております。議事録につきましては、発言者の名前を伏せて、後日ホームページで公開することといたします。

はじめに、委員の皆様のご紹介でございますが、昨年7月の合同会議以降、新たに委員になられた方はおられませんので、本来は、本日のご出席の委員の皆様方及び各省と水資源機構の出席者全員をご紹介させていただくべきところでございますけれども、お手元の座席表をもって代えさせていただくことをお許しください。

なお、国土交通省の委員として多くのご指導を賜りました、故森野美徳様におかれましては、本年1月にご逝去されました。この場をお借りして、改めて故人のご冥福をお祈り申し上げます、皆様へのご報告とさせていただきます。

それでは、ここからの議事の進行は議長によりしくお願いいたします。

(議長) それでは、議事に入ります。「平成25事業年度業務実績評価」の審議を行います。まず、水資源機構から、平成25事業年度の業務実績についての報告をお願いします。

(水資源機構) 評価委員の皆様におかれましては、実績評価を含め、機構業務全般にわたり、大変お世話になっております。改めて御礼申し上げます。

早速でございますが、平成25年度の業務実績につきまして、スクリーンでご報告させていただきます。なお、これはお手元の分厚い資料1のエッセンスをまとめたものでございまして、資料2としてお配りしているものでございます。

はじめに、1ページをご覧ください。水資源機構は「安全で良質な水を安定して安くお届けする」という経営理念の実現に向け、水のプロ集団としての総合的な技術力を確保しながら、「安定的かつ良質な用水の供給、洪水被害の防止・軽減」という根幹的な使命を全うすることとしております。

この使命を果たすに当たりましては、異常渇水、異常洪水、気候変動、首都直下地震、南海トラフ巨大地震など、昨今の様々な重要な課題に対応することを大きな命題と捉えまして、日常的な管理、危機事象への日頃からの備え、ひとたび発生した場合の対応、技術力の維持・向上などに平成25年度も適時的確に取り組んだところでございます。

2ページでございますが、その業務の中でも、1の台風18号、台風26号による大規模な洪水への対応をはじめ、ここに挙げました5点が平成25年度の顕著な取組と言えるのではないかと考えているところでございます。

では、平成25年度の業務実績につきまして、この5点を中心に項目ごとにご説明いたします。

3ページでございますが、「安全で良質な水の安定した供給」のうち渇水対応についてでございます。機構では、水を安定供給するために24時間、365日、平常時も非常時も管理する全52施設を的確に管理・運用しております。平成25年度は、利根川水系、豊川水系をはじめとする6水系で渇水となりました。

利根川水系では、5月の上流域での降水量が平年の38%と、観測史上最少を記録しまして、7月下旬にかけて、上流ダム群が現在の8ダムになった平成4年以降最低の貯水量を記録するなど、厳しい渇水が懸念され、7月24日には「国土交通省渇水対策本部」が初めて国土交通大臣を本部長として設置される事態となりました。

また、豊川水系では、豊川流域及び受益地での5月以降の降水量が平年の6割、7・8月の降水量は極端に少ない、厳しい状況となりました。

これに対し、水資源機構では、渇水対策本部・支部を設置し、渇水調整、水源情報の発信、関係機関への周知等に当たるとともに、ダムから下流河川への利水補給量を1日に何度もきめ細かく見直すなど、ダムに貯留した水を効果的に運用し、国民生活及び産業活動への影響の軽減に努めました。

利根川水系と豊川水系における具体的な取組をご説明いたします。

4ページは、利根川水系における取組です。グラフは、利根川本川の流量を示したものでございますが、黄色い部分がダムから補給した流量でございます。降雨の少ない厳しい状況に対しまして、5月から9月にかけて、本川の流れる流量の最大4割を上流8ダムから補給するなど、適切な利水補給を効果的に実施しました。その結果、この渇水を10%の取水制限で乗り切ることができまして、首都圏の社会・経済活動への影響を回避することができたと思っております。

5ページは、豊川水系における取組でございます。豊川水系におきましては、7月下旬から54日間にわたり、上水が最大28%の節水、工水・農水が最大40%の節水という厳しい渇水となりました。

機構では、利水調整といたしまして、豊川用水節水対策協議会における利水者間の調整、導水元である天竜川の水利調整協議会との調整、河川管理者との調整をたびたび実施いたしました。また、ダムや頭首工のきめ細やかな操作、7つの調整池の有効活用等を24時間体制で1日に何度も実施し、貯水量の延命を図り、渇水による影響を最小限にするよう取り組みました。

それでも、9月4日には、宇連ダムの貯水率が0.8%まで低下いたしまして、緊急渇水調整対策として、宇連ダムの最低水位以下の貯留水を活用するため、ポンプや台船等の資機材を配備いたしました。幸い、台風17号から変わった低気圧の降雨により、宇連ダムを含む水源の貯水量が回復し、その後の台風18号の方で河川の流況も改善したことから、最低水位以下の貯留水

活用を実行に移すには至りませんでした。機構として水の安定供給に向けての万全の態勢をとって、対処いたしましたところでございます。

続きまして、6ページ、水質についてでございます。機構では、安全で良質な用水の供給を図るために、管理する全施設において水質管理計画を作成・運用しているほか、貯水池等の水質改善への取組や水質異常が発生した施設でその影響を回避低減する取組を実施しております。

利根川では昨年11月、栃木県小山市の農業用ため池から水道水の異臭原因となるカビ臭を含んだ水が排水され、利根川に流下し、すぐ下流に位置する茨城県古河市では市民生活に影響が生じる事態になりました。

次の7ページで機構の対応をご説明いたします。

この事案では、利根川の下流域で取水しております房総導水路、こちらでも利水者の浄水場の処理能力を超えて、住民生活に影響を生じることが危惧されたために、利根川からの取水を停止いたしまして、その間の水手当として、長柄ダムの貯留水からの供給と、千葉県管理の栗山川の自流取水を可能にするよう、河川管理者との調整を行い、都市用水の安定供給を維持いたしました。

この対応に対し、利水者のニーズに適切かつ迅速に対応し、安定供給を実施できたということで、九十九里地域水道企業団と南房総広域水道企業団からお礼状をいただいております。

次に8ページ、洪水被害の防止軽減についてでございます。平成25年度は水資源機構が管理する全23ダムのうち21ダムで44回の洪水調節を実施し、下流河川沿川地域の洪水被害の防止軽減を図りました。中でも、昨年9月の台風18号では、京都府、滋賀県、福井県に、気象庁から運用後初めての「大雨特別警報」が発令され、約34万人に避難指示、約18万人に避難勧告が出た記録的な豪雨となりました。記録的な豪雨により、淀川水系で大規模な洪水が発生し、後ほど詳しくご説明いたしますように、各ダムで通常の操作ルールを超えた高度な取組を行い、下流の洪水被害を防止・軽減いたしました。

また、翌10月の台風26号では、印旛沼で記録的な豪雨となりましたが、職員が自ら土のう積や応急対策を実施し、管理する排水機場の排水操作を最大限行うことにより、洪水被害を軽減しております。さらに、異常洪水に備えた対応強化に向けて、異常洪水時のダム操作等に関する関係機関との調整・協議や木津川ダム群での事例を踏まえたダム下流市街地の浸水被害回避操作の検討などを進めたところでございます。

9ページで台風18号洪水への対応について詳しく説明いたします。淀川水系は桂川、宇治川、木津川の三川が合流して淀川本川となりまして、大阪平野を流下しております。そのために、例えば木津川の洪水がそれほどなくても、桂川や宇治川の洪水が大規模な場合には、木津川でもできるだけ洪水を貯留して下流の負担を軽減したり、合流点の水位を下げることにより桂川の水位を少しでも低下させたりするなど、流域全体の状況を踏まえた操作が必要となります。

昨年の台風18号がまさにそうございまして、三川の上流部にある機構施設で、その機能を最大限活用し、各ダム下流の河川水位の低減に加えて、三川合流点の水位低減も図り、洪水被害を防止・軽減いたしました。

桂川上流の日吉ダムでは、流域の降雨、ダム貯水位、下流河川水位の状況確認と予測を的確に行い、最大流入量の9割をダムに貯留して、さらにダムの洪水時最高水位を超えた貯留を継続して、ダム容量を最大限活用することによりまして、下流、渡月橋地点の水位を0.5m低下させるなど、下流の洪水被害を防止・軽減いたしました。

琵琶湖では、琵琶湖沿岸の低い土地の内水による浸水に対応するため、18年振りに14箇所全ての排水機場を稼働して、内水排除を行い、琵琶湖沿岸の浸水日数を最大8日程度短縮する効果を発揮いたしました。

木津川上流ダム群では、青蓮寺、比奈知、室生の3ダムで統合操作を実施してダム群への貯留量を通常よりも増大させることにより、下流、名張地点の水位を約0.7m低下させるとともに、高山ダムでは最大流入量の7割をダムに貯留して、下流、有市地点の水位1.1m低下させ、さらに、布目ダムを加えた木津川ダム群5ダムは放流量を極力抑えてダムへの貯留量を増やし、淀川三川合流地点の水位の低下に努めました。

そのときの淀川三川合流点の状況を示したのがこの写真です。桂川、宇治川、木津川というのが合流しているところです。三川の上流ダム群の連携操作によって、桂川下流部等の壊滅的被害を回避することができたと考えております。

もう少しお時間を頂戴いたしまして、日吉ダムと木津川ダム群における取組と評価について説明させていただきます。

10ページでございます。日吉ダムの洪水対応についてでございますが、右側のグラフは台風18号洪水時の日吉ダムにおける流域の降雨量、ダムへの流入量、ダムからの放流量とダムの貯水位、下流保津橋地点の河川水位、これらを時系列で示したものでございます。

9月15日の23時頃、ダムへの流入量が $150\text{ m}^3/\text{s}$ を超え、洪水のダム貯留を開始いたしました。中段のグラフの流入量と放流量の差となる黄色い部分がダムに貯留した量となります。翌16日6時頃、ダムへの流入量が計画規模 $1,510\text{ m}^3/\text{s}$ を超えることが予測されたため、3時間後に異常洪水時防災操作を実施することを関係機関に通知いたしました。しかしながら、下流で浸水被害が発生していることを把握し、可能な限り、ダムに貯留する検討を開始したのもこの頃であります。

7時頃には流入量が計画規模を上回る最大 $1,694\text{ m}^3/\text{s}$ を記録しましたが、その9割をダムで貯留し、下流保津橋地点の桂川の水位を最大1.5m低下させました。桂川下流部の鴨川合流点付近で越水したとの情報も入りましたので、9時頃、降雨量、流入量の予測結果、雨量レーダーによれば雨域が去りつつあることから、貯留を継続し、洪水時最高水位を超えて、ダムに貯留することを判断いたしました。

10時40分頃には、貯水位が通常であれば破線のように放流量を流入量に近づけていく操作を開始する水位に達しましたが、上流域の降雨が収まり、流入量の低減が予測された一方、ダム下流の保津橋地点では水位が依然として高かったことから、そのまま計画上の最高貯水位を0.87mを超える高さまで貯留を継続する操作を行いました。

12時頃、下流河川の水位もピークを過ぎて下がってきたことを確認してから、放流量を徐々に増加させております。下流保津橋地点の水位が一旦氾濫危険水位を下回った後、ダムから放流量を増やしたわけでございますけれども、保津橋地点の水位は上昇していないということを見ていただいても分かることかと思えます。

次に日吉ダムの洪水対応の効果について、11ページをご覧ください。今回の操作によりまして、保津橋地点よりさらに下流の嵐山地区にある渡月橋付近でも桂川の水位を0.5m低下させることができました。日吉ダムがなかった場合、嵐山地区では約2倍の戸数が浸水したと想定され、また、下流の鴨川合流点付近では越水をしておったわけですが、もしこの堤防が決壊すれば1万3,000戸の家屋浸水、約1.2兆円の被害が発生したものと推定されておまして、日吉ダムは下流の洪水被害の防止・軽減に大きな効果を発揮いたしました。

次に12ページは木津川上流5ダムの連携操作につきまして、高山ダムを例にして説明いたします。高山ダムでは、まずはダム下流の浸水被害軽減のためにダムでの貯留量を増やす操作を実施し、さらに、桂川と宇治川の水位状況を見て、淀川三川合流点の水位低下を図るため、貯留量を増やす操作を実施いたしました。洪水調節量の7割まで貯留し、最終的には8割まで貯留する操作を判断して、三川合流点の水位低下に努めております。

右下のグラフの赤い線と青い線で囲まれた範囲がダムに貯留した量でございます。赤の点線は、通常の操作規則の場合の放流量でございます。ですから、この場合は木津川筋ではほとんど洪水調節をする必要がなかったわけですが、桂川、宇治川の流出量が多くて、三川合流点の水位を下げるという意味で、木津川上流5ダムはこのように通常の洪水調節量よりもさらに放流量を絞った操作をしたわけでございます。

ただいまご説明いたしました台風18号の洪水対応について、13ページでございますが、日吉ダムの洪水対応に対しましては、ダムファンの方々により開催された「日本ダムアワード2013」でダム大賞と洪水調節賞をダブル受賞したほか、社団法人ダム工学会からは技術賞をいただいております。また、土木学会からも、台風18号における淀川水系の洪水調節での7ダム等の連携操作により壊滅的被害を回避したとして、水資源機構と国土交通省に対し平成25年度の土木工学会技術賞をいただいております。いずれも非常に高い評価をいただいております。

次に危機的状況への的確な対応について、14ページをご覧ください。

まずは首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの非常災害に対する平常時からの備えの強化についてでございます。水資源機構では、今後発生が予想される最大級の地震動に対する施設被害を防止・軽減するため、耐震性能照査を平成29年度までに完了させることとしておまして、耐震補強についても必要に応じて順次実施しているところでございます。ダム施設では、管理14ダムでダム本体等の耐震性能照査に着手し、水路施設では重要度評価結果によって、耐震性能照査が必要と判断された施設について、順次着手しております。このうち、首都直下地震の発生が切迫している利根導水路と房総導水路では、耐震性能強化に向けた技術的な検討を実施するとともに、新規事業要求を行い、法手続を経て、本年度から事業着手する予定となっております。

また、大規模地震時における業務継続性を確保するため、燃料の迅速な融通を可能にする取組や、地震後の通水機能の早期確保のため、備蓄資材の各県市町との相互融通を可能とする取組などを実施しております。

続きまして、15ページの危機的状況の発生に対する的確な対応についてでございます。

1つ目は、大雪対応の事案でございます。本年2月、滝沢ダムの上流に位置している休止鉦山の坑廃水処理施設の発電機が大雪の影響で故障して稼働できない状況となり、道路も雪で閉ざされて修理もできず、坑廃水が河川に流出する可能性がありました。この間、関係機関と連携しつつ、河川の水質測定や巡視等を実施し、情報共有を行いました。

2つ目は、埼玉県内の土地改良区のポンプ不具合に対応した事案であります。1年で最も重要な代掻き時期に取水できない状況となっており、埼玉県からポンプ車の貸出要請を受け、翌日には現地でポンプ車を稼働し、協力いたしました。この迅速かつ的確な対応に対し、土地改良区理事長から感謝状が授与されるとともに、埼玉県の農業関係部局からは、突発事象に対する機構の迅速な対応について、ご評価をいただいたところでございます。

3つ目のPC管破裂による出水対応につきましては、次の16ページでございます。

これは昨年4月に北総東部用水の千葉県管理委託区間で発生したPC管破裂及び出水に対応した事案です。機構が備蓄資材として保有していた鋼管等を活用することで、通常は材料調達から復旧まで約2週間程度かかるところを、大幅に短縮して4日間で通水を再開することができております。

次に、17ページの確実な施設機構の確保についてでございます。昨年度は群馬用水、房総導水路及び木曾川用水の老朽化対策を検討・整理し、群馬用水、房総導水路では関係利水者との合意形成、事業化に向けた調整を行い、本年度から事業着手予定となっております。

また、ダムの定期検査を管理7ダムで実施しており、一部のダムでは漏水量の増加や堆積土砂の増加がみられたため、引き続き経過観察をすることとしております。このうち岩屋ダムでは浸透量計測値に段階的な増加がみられたことから、計測頻度を上げて経過観察を行うとともに、「岩屋ダム浸透量に関する検討会」を設置し、増加現象の解明に着手いたしました。

次に、計画的で的確な施設の整備のダム事業についてでございます。18ページをご覧ください。ダム事業につきましては、いずれも的確に実施しており、武蔵水路改築では平成27年度完了に向けて、水路改築工事を進めております。小石原川ダムの建設では、仮排水路トンネル工事等に着手したところでございます。また、ダム検証中の思川開発、木曾川水系連絡導水路、川上ダム、丹生ダムの4事業につきましては、地方整備局と共同で検証に係る検討を進めるとともに、新たな事業段階に入らない中で適切に事業を実施しているところであります。

また、平成25年4月より管理を開始した大山ダムでは、ダムの計画、設計、施工に関して、ダム技術の発展に著しい貢献をしたと高く評価され、ダム工学会の技術賞を受賞いたしました。

次に19ページの用水路等事業についてでございます。用水路等事業については、豊川用水二期、木曾川右岸施設緊急改築、両筑平野用水二期の各事業で改築工事を的確に実施し、進捗を図ったところでございます。

次に、機構が有する技術力の維持・向上についてでございます。20ページでございます。

新築・改築関係では、水路等施設で他の独立行政法人との共同研究として、液状化による管路浮上防止技術の確立に向けた室内実験を実施するなどの取組を行ったほか、ダムでは破碎帯などの調査に用いられる電気探査比抵抗法におきまして、流動性の低い泡を用いて導通させる方法を開発し、特許を取得し、地盤工学会の技術開発賞を受賞いたしました。

管理関係では、「ダム挙動・点検データベース」構築に向け、データの収集・整理・更新や、データベースを構築する上で基本となるダム諸元等の整理を行うなどの取組を行いました。

また、用地補償関係では、用地補償業務に関するノウハウを組織的に蓄積・継承するために、相続人多数案件マニュアルを整備し、機構内LANを活用して、職員が共有する取組を行っております。

さらに、技術力の継承・発展のための取組として、水資源機構「技術5ヶ年計画」を平成25年度に策定し、調査・検討に着手しております。

21ページでございます。この「技術5ヶ年計画」の中で、気候変動に適応したより適切な施設管理を目指して、ダム運用の高度化・効率化に関する検討を行っております。左の図は、分布型流出モデルを用いた流出予測システムのモデルのイメージを示しております。右の図は、気象庁が研究を進めている降雨の気候変動予測結果を活用して、分布型流出解析モデルを用いたシミュレーションによる、現在と将来の河川流況比較を実施した結果であります。実際のダム運用に活かすべく、今後さらに検討を進めることとしております。

次に、環境の保全についてでございます。22ページでございます。左側、大山ダムでは、オオムラサキの保全対策として、平成20年度から幼虫の食樹であるエノキの移植を実施し、モニタリングを実施しておりましたが、平成25年度の調査で初めて移植地で幼虫の生息を確認し、保全対策の効果を確認いたしました。

右側、ダム湖に関する水質保全対策として、平成24年度までに水資源機構で開発した3次元水質予測モデル「JWAモデル」の運用を平成25年度から開始し、布目ダムで曝気循環設備の最適な運用検討を行うために、本モデルを用いてシミュレーションを実施しております。本モデルは、藻類増殖に伴うアオコや赤潮現象の再現性が高いことに加えて、水質保全対策効果を長期的なスパンで予測可能にしたことが評価され、ダム工学会技術開発賞を受賞しております。

次に、機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用について、23ページでございます。

小水力発電につきましては、新たに初瀬水路で運用を開始しております。

太陽光発電につきましては、機構として初めて愛知用水、木曾川用水、房総導水路で発電整備の運用を開始しており、このうち愛知用水での発電量は約4万4,200Kwh、一般家庭100戸の1か月分となっております。

また、新たに群馬用水で発電設備の整備にも着手しております。

運用を開始した愛知用水、木曾川用水の設備は、データ観測設備等に隣接させて設置して、非常用電源としても利用可能としており、危機管理への対応も向上させております。

次に関係機関、水源地域等との連携強化につきまして、24ページでございます。関係機関との連携につきましては、建設・管理事業において、利水者や関係機関との情報共有、必要な調整、意見・要望の把握等により連携強化に努めました。また、新規3事業の事業着手に向け、利水者や関係機関に費用負担の考え方など、必要な情報提供を行っております。

水源地等との連携については、上下流の交流活動に取り組んだほか、水源地域ビジョン等に基づき、関係機関と役割分担をして森林保全に取り組むとともに、流域調査を踏まえた関係機関との協議や、森林間伐・植樹活動を行うなどの取組を進めたところでございます。

25ページが具体的な取組でございますが、貯水池保全の観点から、流域内の森林保全作業に取り組む自治体やNPOと連携して、植樹活動や間伐活動に協力する取組は、草木ダムや下久保ダム、徳山ダム、早明浦ダムなどで実施しております。

早明浦ダムでは、「木の駅プロジェクト」に水資源機構も参画し、間伐促進と地域経済の活性化に貢献する取組を進めております。また、徳山ダムにおきましては、ダム上流域で山林保全事業を推進している岐阜県と協力し、貯水池への土砂や濁水の流入防止・軽減を図るため、「徳山ダム山林の取得及び管理に関する協定」を県と締結しております。

このほか、浦山ダムで航空写真を活用した荒廃地調査や森林保全状況の聴き取りを行うなど、流域内での森林整備を積極的に進めるよう、協議を行っております。

次に広報・広聴活動の充実につきまして、26ページでございます。平成25年度は渇水や洪水など、機構が行った264件の記者発表等を基に、新聞等に約730件の機構関連記事が掲載されるとともに、右上の図が機構のホームページでございますが、平常時や渇水時や洪水時にホームページやツイッターの活用を積極的に行っております。

右下の図は、先ほど説明した台風18号の際の水資源機構がホームページで公表したデータに基づいて、一般の方々が「日吉ダム、京都を救う！ 危険な状態を耐え切る！」というタイトルでツイートされているものがございます。こういうのもございまして、先ほどのダムアワードを受賞できたと考えております。

次に、機構の技術力を活用した技術支援について、27ページでございます。

国内では技術支援として、国・地方公共団体から施工監理業務や施工計画検討業務など13件を受託し、機構が有するダム建設の施工監理や電気・機械設備に関する技術等を活用し、適切に実施してまいりました。国際協力につきましては、JICAの研修業務やアジア開発銀行の国際業務を16件受託し、アジア開発銀行からの受託では、水の安全保障向上のための投資計画案を取りまとめた提案した結果、ネパールでは水資源機構の提案に基づく河川環境改善プロジェクトの投資プログラムが、平成26年4月より開始されたところでございます。

また、在バングラデシュ日本大使館、JAICA長期専門家、短期専門家など15名を派遣し、海外機関との連携強化を図ったほか、NARBO主催の総合水資源管理研修の開催、ブータン王国への総合水資源管理の推進に関する支援などを実施いたしました。

28ページでございますが、ブータン王国の支援についてでございます。ブータン国の国家環境委員会(NEC)からの要請によりまして、日本国内で総合水管理研修を実施し、再び要請を

受けまして、ブータンの政府機関を訪問して、総合水資源管理ワークショップを実施し、その際に吉野川水系を事例とした水利調整の重要性など、日本及び水資源機構の経験等を踏まえた提案を行いました。

これらの取組を通じて、ブータンの水規制法案作成に貢献するとともに、本法案や2011年に制定された水法に規定されている国家総合水資源管理計画及び河川流域委員会についても、助言要請を受けているところでございます。

次に内部統制の強化と説明責任の向上について、29ページでございます。

法令等を遵守しつつ、有効かつ効率的に業務を行うために、「内部統制の基本方針」の制定や、全職員を対象としたコンプライアンス講習会・説明会などを実施するなど、引き続き職員の意識向上に取り組んでいるところであります。

また、一般競争入札方式を基本とした発注の推進、1者応札改善への取組、談合防止対策の徹底、監視システム導入による情報セキュリティ対策の推進、環境マネジメントシステムの適切な運用などにも着実に取り組んだところであります。

次に、機動的な組織運営について、30ページでございます。人事制度につきまして、人事異動の考え方をこれまでの全国転勤からブロック転勤へと転換し、給与水準の見直しを行った一方で、昇給方法の見直しにより、実績を上げた職員の処遇を従前以上に行えることとした、抜本的な改善に取り組んだところであります。

図は、これまでの人事制度と26年度から実施している新しい制度を比較したものでございます。今回の見直しでは、広域異動手当の導入や本給月額を6%減とするという給与水準の見直しを行った一方で、職員のモチベーション向上のため、国の本給の考え方等を踏まえ、これまでの1号給を4号給に細分化した新たな本給表を策定し、インセンティブが働くよう、個々の職員の評価結果に応じて、号給単位での昇進幅を調整することとしております。

これまでの制度でも、評価結果を踏まえて評価給を増減させておりましたが、その評価が反映されるのは1年限りとなっていたために、旧の制度で言いますと、③の職員は、1年目にA評価、2年目にA評価を取っても、3年目にB評価を取れば、②の職員の毎年B評価を取っている職員と同じ号給になります。これに対し、新しい制度では、評価結果が累積されていくために、職員②と職員③の間では4号級の差がつくと。もっと評価結果の悪い職員とでは、①の職員でございますが、さらに差がつくと。そのような体系に変えております。

続きまして、31ページ、効率的な業務運営についてでございます。WEB会議システムの利用事務所拡大、本社秘書課を廃止するなど、本社・支社局の組織統廃合による間接部門のスリム化のほか、本部長裁量で職員配置を流動化することを可能とする本部制の導入や、管理部門と建設部門の連携強化等を主眼とした本社組織の大きくくり化の検討、本社及び吉野川局の人員減に合わせた業務スペースの見直しによる約1.9億円の大規模な削減などにより、必要な機能を維持しつつ、業務運営の効率化に取り組んだところであります。

次にコスト削減の推進につきまして、32ページでございます。一般管理費につきましては、年度計画3%の目標に対し3.4%と目標を達成し、人件費は平成24年度と比較して2%の減

となっております。グラフはこれまでの人件費縮減への取組と、ラスパイレス指数につきまして、機構が設立された平成15年度から平成25年度までを整理したものであります。

これまでに本給の減額措置や手当の減額・廃止などの取組を順次実施し、総人件費及びラスパイレス指数の低下に努めてきた結果、平成25年度のラスパイレス指数は108.7となっております。

水資源機構は、責任を持って判断できる職員等を山間僻地等に数多く配置している業務上の特性から、国家公務員よりも給与水準が高い傾向がございますが、先ほどご説明いたしました人事制度の見直しにより、平成22年度から平成26年度までの5年間で、対平成21年の比較でラスパイレス指数は10ポイント程度低減するとともに、平成30年度には国家公務員と同程度のものとなるよう努めることとしております。

その他のコストにつきましては、平成20年度に作成した「水資源機構コスト構造改善プログラム」を継続し、工事コストの縮減や将来の維持管理費の縮減、施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改革など、引き続き取り組んでいるところであります。

次に、33ページの適切な資産管理について説明いたします。適切な資産管理を進めるために、用地部を用地管財部に改組し、資産管理等整理推進室を新たに設置し、保有資産の必要性について見直しを行い、適切な資産管理の方針を検討するための資産管理等整理推進委員会を設置して、体制を整備したところでございます。

年度計画に掲げた宿舍等の17件の財産の処分につきましては、整備した体制のもとで、不利な立地条件にあって市場性に乏しい地方部の資産の処分に当たって、予想される入札不調等への対応が大きな課題と考えまして、市場の動向を的確に把握しながら入札実施回数に応じて、1番目の価格非公表、2番目の価格公表、3番目の価格公表の先着順受付の順に、入札条件を段階的に緩和し、処分が進むよう「不動産の売払いに関する事務処理方針」を策定いたしました。

この方針に基づき処分を進めた結果、年度内に10件の処分を完了し、売却総額は7件で2億4,000万円、現物納付は3件で5億1,000万円相当となりました。

34ページをご覧ください。こちらの表は、平成25年度における財産処分の3段階の入札手続や処分完了などの取組状況をまとめたものでございます。対象となっております17件のうち、平成25年度内に処分が完了したもので青色で着色、10件でございます。このうち左端に黒丸を付けた5件は処分が困難で、第2期中期計画期間中に処分できなかった財産となります。残り7件のうち、紫色で着色した3件も6月末までに処分が完了し、残る無着色の4件につきましては市場動向等の理由により、入札不調となっているものでございます。

年度をまたがって処分を完了したもの、引き続き手続を進めているもの等ございますが、先に説明した体制整備、事務処理方針の作成・運用のほか、民間会社やインターネットの活用など、できる限りの工夫をしながら、着実に処分を進めることができたものと考えております。

最後に35ページでございます。予算、収支計画及び資金計画、剰余金の使途、その他業務運営に関する重要事項等につきましては、記載のとおり、いずれも計画に基づき適正に執行したところでございます。

以上、説明のとおり、平成25年度は中期目標の達成に向け、着実に進捗することができたものと考えておりました。今年度以降も中期目標の達成に向けて冒頭で説明いたしました重要課題に対応しながら、水資源機構の使命を全うするよう取り組んでまいり所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(議長) どうもありがとうございました。ただいまの業務報告に関連して、報告がございます。独立行政法人の業務実績評価に際しまして、国民の意見を募集し考慮することとされておりまして、あらかじめホームページに「平成25事業年度業務実績報告書」を掲載して、7月18日から31日までの間、意見募集を行いました。結果として、意見はなかったことをここにご報告いたします。

業務実績に関するご質問等がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘事項等への対応状況について、水資源機構から説明をお願いいたします。

(水資源機構) お手元の資料3、政策評価・独立行政法人評価委員会指摘事項への対応の実績について、主な点をご説明させていただきます。今しがたご説明いたしました業務実績報告と重複する項目につきましては割愛させていただきます。左欄外の番号ごとに説明させていただきます。

まず、1、建設事業の見直しについては、いまだ検証中の事業もございますが、現時点で事業中止と決定されたものはございませんので、①については該当なしとしております。将来、事業を中止する場合は速やかに精算に向けた関係機関等との協議調整を進めることとなります。

次に、②については、検証の結果、事業継続となりました小石川原ダム建設事業において、事業費・工程の管理の充実を図るとともに、仮排水路トンネル工事、付替林道工事等に着手しました。

次に2でございますが、民間委託の拡大については、平成25年度は新たに5管理所をモデル地区に追加した上、民間委託拡大に向けた試行業務を実施し、その結果を踏まえまして、民間委託拡大計画における委託率の目標値を改訂いたしました。平成23年度は約36%でありましたが、平成29年度の予定では、約43%とすることを目標としております。

また、監視システムの一層の機械化・電子化につきましては、利根導水路施設において効率性・危機管理対応の観点から、監視カメラを増設し、遠方監視を可能にしております。

次に、2ページでございます。3の施設の老朽化対策につきましては、ダム定期検査を管理7ダムで実施するとともに、機構で初めての取組となるダム総合点検を矢木沢ダムで実施しております。

また、機械設備管理指針について、設備の健全度評価等を新たに盛り込んだ改定素案を作成しました。

次に4の総合技術センターの他機関との連携強化についてでございます。農業・食品産業技術総合研究機構及び土木研究所との間で、実施している試験内容等の調査及び情報交換に着手しております。

次に4ページ、7でございます。随意契約の見直しにつきましては、「随意契約等見直し計画」に基づく取組状況等について公表しております。また、1者応札については、「1者応札の改善への取り組み」に基づき、入札公告期間の延長等の取組を実施しました。入札契約手続については、監事監査によるチェック、また入札等監視委員会の監視・審査を受けるとともに、契約監視委員会においては、競争性のない随意契約の見直しや一般競争入札における競争性確保の点検等を行っております。

次に5ページ、9のリスクの把握及びその対応についてでございます。ダム・水路等施設について、必要な計測・点検及び維持修繕を実施しております。

また、施設機能診断調査の結果を踏まえまして、特に老朽化の著しいことが認められた施設に対しまして、老朽化対策の検討、事業化に向けた調整等を実施するなど、適時に対策を講じることにより、施設の長寿命化・ライフサイクルコストの削減を図る取組を進めております。

監事監査において把握されました事項につきましては、理事長と監事との意見交換等により、業務の是正・改善の取組に反映しております。

その他、想定される、あるいは実際に発生した渇水、洪水等への対応につきましては、危機的状況に対する平常時からの備えの強化などの取組を実施しております。

次に7ページ、11でございます。その最後の3行における指摘であります。民間委託以外の形で他の主体に任せる業務については、広報資料館の管理運営について移管条件の協議を進めるとともに、管理用道路につきまして、平成26年度末までに3kmを移管する見通しでございます。

次に、8ページの12のうち、「②吉野川局の機能を維持しつつ、関西支社との統合に向けた調整を行うこと」につきましては、利水者及び関係府県との調整を進めております。

次に、9ページの15、会計検査院長から改善処置を求められました保有資産の見直しにつきましては、各管理所等で幅広く抽出した土地・構築物等について検討を行っておりまして、そのうち不要と判断したものについては、地方公共団体等への売却等の処分計画を検討し、また必要な協議を行っております。このうち、長良川河口堰の地下水位等調査地については処分を完了しております。

次に、10ページの18、19、特許権等の知的財産については機構内に設置している「特許権等審査会」において、適切に管理を行っております。

続きまして、11ページ、21、実物資産の管理の効率化でございます。固定資産管理システムの的確な運用、システム操作説明会の開催などにより、適正な資産管理に取り組んでおります。

次に、13ページ、31でございます。当期総利益につきましては、平成25年度は約60億円発生しております。これは主に機構の長期借入金等の償還と利水者の割賦負担金の償還の条件差

により生じる借換が、計画より低金利で行われたため生じたものでありまして、業務運営に起因して発生したものではありません。

次に14ページ、32、利益剰余金についてでございます。発生要因ということでは、ご説明したとおりの性格のものでありますので、ここで問われているような過大な利益には当たらないと判断しております。

次に、15ページの36でございます。給与水準につきましては、従来から本給や地域手当のカットなどの給与抑制措置を講じてきておりまして、対国家公務員指数は108.7となっております。更なる取組として、人事異動の考え方を全国勤務からブロック勤務へ転換しまして、勤務形態に見合う給与水準に見直しを行うとともに、一方で職員のモチベーションを向上させるため、新たな本給表を策定しまして、昇給方法の見直しにより、実績を上げた職員を従前以上に処遇することとしました。これは先ほど説明したとおりでございます。こういったことで、平成30年度には国家公務員と同程度の水準となるように努めてまいります。

次に、17ページの37でございます。給与水準の適切性に関する検証状況については、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づきまして、適正に取り組んでいると判断しております。

次に、38、総人件費についてでございます。給与抑制措置及び国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律に準じました措置を実施しております。その結果、前年度と比較して2%、平成17年度と比較して28.5%の削減となっております、これも先ほどの説明のとおりでございます。

次に、飛びまして、21ページの44でございます。関連法人との関係につきましては、関連法人との間の補助・取引等の状況、一定の関係がある業者との契約状況等につきまして、ホームページで公表しております。

次に46、業務改善につきましては、優秀事例を表彰する業務改善コンテストの開催や、業務改善提案窓口の設置等、業務改善の取組を継続して実施しているところでございます。

最後に、22ページの47でございます。電子化等による業務の効率化についてでございますが、WEB会議システムについて利用箇所数を増やし、旅費の節約等を図るとともに、文書管理システム、人事総合システム等の的確な運用を実施しまして、業務の一層の効率化を図っているところでございます。

説明は以上でございます。

(議長) どうもありがとうございました。

続きまして、評価委員会は監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たるとの観点から、水資源機構から監事による監査の状況について報告をお願いします。

(水資源機構) それでは、資料4をご覧いただきたいと思っております。平成25年度の監事監査報告についてご説明いたします。1ページめくっていただきまして、ページ右側、まず、I、監事監査の目的でございます。水資源機構の業務を監査し、必要な提言をすることにより、業務の適正な運営を図り、会計経理の適正を確保することを目的としております。

監事監査の結果というのは理事長に通知をいたしまして、併せて、国土交通大臣に提出する財務諸表及び決算報告書には監事の意見を付けることになっております。次に、Ⅱ 実施内容でございます。まず、1. 財務諸表及び決算報告書に関する監査につきましては、会計監査人と緊密な連携のもと実施しております。中ほどの表にお示したように、監査人との打合せは年6回、前年は4回、となっております。

次に、2. 業務監査でございます。(1)の監査方針ですが、次のページをご覧ください。平成25年度の監査は第3期中期計画の目標達成に向けて、機構の事業が適正に執行されているかについて実施しております。実施に当たりましては、ページ中ほどにお示した8項目を重点監査項目としております。

次に、(2)定期監査について申し上げます。監事は監事監査要綱に従いまして、年度の監査計画を作成し、監査を実施しております。25年度からの新たな取組というのは、若手の職員並びに理事との面談を行ったことです。これは現場のモチベーションの確認と、27年度から施行されます改正法をにらんでの取組でございます。

3ページにお進みください。(3)テーマ監査ですが、今年度は、本社以下、7か所で行っております。また、(4)臨時監査は3か所で行いましたが、内容については後ほどご説明いたします。(5)監査対象事業所は、24か所で行いました。延べ29回となっております。

次に、Ⅲ 監査結果でございます。1. 平成25事業年度の財務諸表及び決算報告書に関する監査に対する監査の意見というのは、次のとおりでございます。「会計監査人あずさ監査法人の監査方法及び結果は、相当であると認める。」「平成25事業年度の財務諸表及び決算報告書は、適正であると認める。」でございます。

次に、2. 業務監査でございます。まず、(1)重点監査項目の各項目についてご説明いたします。1)内部統制の取組状況ですが、①「内部統制の基本方針」の制定、②役員による現場事業所との意見交換。次のページに行きまして、③現場事業所の取組の確認。また、④にお示しましたように、理事長と監事の連携は、監事監査の結果について四半期ごとに理事長へ伝え、意見交換を行っております。内部統制について、意思の伝達や情報共有が行われてきているというふうに考えております。しかし、一層の強化が求められることから、より実効性を高めることが重要であると考えております。

次に、i リスク管理の取組状況ですが、①非常時への備えについては、ア)の訓練、イ)業務継続計画、ウ)リスク管理委員会、それぞれについて確認をしております。②洪水への対応につきましては、ア)淀川水系、イ)印旛沼、それぞれで的確な対応が行われていることを確認しております。③ストックマネジメントでございますが、ア)の水路施設では機能診断調査が行われ、イ)のダムでは総合点検に着手しております。

次ページをご覧ください。④施設財産の保全・管理については、ア)地上権の更新、イ)区分地上権の設定について、それぞれの状況を踏まえ、適切に対応していく必要があると考えます。リスク管理全般の考え方ですが、リスクというのは災害や事故に限りませんので、その洗い出しと対応について日頃から心がけておくことが重要であると付言させていただいております。

ii のコンプライアンスの推進状況でございますけれども、ア) 講習会の実施、イ) コンプライアンスアンケートの実施、ウ) メールマガジンの配信、エ) コンプライアンス標語の募集、オ) 倫理委員会の開催の確認をしております。また、カ) でお示ししたように、平成23年度の臨時監査のフォローアップも適切になされております。

コンプライアンスにつきましては様々な取組がなされ、意識が職員に着実に浸透してきていると言えます。しかしながら、法令を遵守することはもとより、社会的規範に基づいて行動することが一層求められております。今後とも継続して取組を行っていくことが重要であると付言させていただいております。

次に6ページをご覧ください。iiiの談合防止対策の取組状況については、適正な対応が行われていることを確認しております。

ivの法人文書管理の状況でございますけれども、今後も重要性を認識し、適正に行うことが必要であると考えます。

次に、2) 入札契約制度の競争性・透明性の確保状況については、①一般競争入札、②随意契約、③1者応札について確認を行っております。厳格なチェックや改善に向けた取組というのは着実に実施されておりますが、一方で、不調・不落が発生しておりまして、業務上の負担が生じております。これまでの取組を分析した上で、制度の見直しについて考えることが重要であると、付言させていただいております。

7ページをご覧ください。3) 保有資産の見直し・適切な管理の状況でございますけれども、①資産管理等整理推進委員会の開催、②宿舍等処分の状況、③会計検査院からの改善処置要求への対応、これについて確認をしております。今後の進捗管理を厳格に行い、取組を進めていく必要があると考えております。

4) 外部委託拡大の取組・検証状況につきましては、機構が果たすべき役割といたしますか、それをよく見極めた上で、業務を選定し、進めていく必要があると付言させていただいております。

5) 管理費等負担軽減積立金の活用状況につきましては、本社監査において総括的なフォローを行いまして、現場において実施状況を監査し、当初の計画に即して積立金が活用されていることを確認しております。成果の水平展開、費用対効果等について常に考えることが重要であると付言させていただいております。

6) コスト縮減の取組状況については、品質の確保を今後も行いつつ、コスト縮減に努められたいと付言いたしました。

8ページ、7) 給与水準の適正化に係る取組状況につきましては、適正化の取組は着実に進められておりますが、有為な人材の流出やモチベーションの低下とならないよう、取り組まれないと付言させていただいております。

8) 既監査での是正・改善事項等のフォローアップにつきましては、注意事項もありました15事業所、注意事項は63件あったんですが、これについて改善措置が行われていることを確認いたしております。

次に、(2) 臨時監査についてご説明申し上げます。

1) 丹生ダム建設事業の状況でございますけれども、事業の方向が不透明な状況にあるため、臨時の監査を行ったものであります。業務については適切に取り組んでおり、特に心配いたしました職員の意識も高く、そのことを確認しております。

2) 総合技術センターの業務については、会計監査人から事務処理の遅れが報告されたことから、監査を行いました。書類整理の不備によるものであり、確認後は適正な処理を行っております。

3) 木津川ダム総合管理所の水質関係業務につきましては、成果品の活用状況を確認するために監査を行ったものでございます。水質障害の予測などになお一層成果品を活かす必要があるということで付言させていただいております。

9ページ(3)以降は、事務処理に係る検討等が必要と認められる事項でございます。いずれも細かい内容ですので項目だけ申し上げます。なお、各項目ごとで、その場で是正したものや、指導・注意喚起を行ったものにつきましては、措置状況としてお示ししてあります。1) 文書管理、2) 物品管理、3) 入札契約手続、1ページめくっていただきまして、4) 違算、5) 業務の適正な実施でございます。

最後になりますけれども、(4)として推奨事項。中部支社の物品管理システムを挙げております。各物品の諸元と写真をデータベース化しまして、社内LANにより容易に管理閲覧できるシステムを構築したものです。物品の種類は非常に多く、少量のものもあり、適切な管理というのはなかなか難しいんですが、それに資する効率的な、効果的な取組であるということから推奨事項とさせていただいております。

以上でございます。

(議長) どうもありがとうございました。以上、説明がございました業務実績報告、政独委の指摘事項への対応、監事による監査の状況、これらの報告につきましてご質問等ございましたら、お願いします。

なお、この後、業務実績の審議前に機構の役職員は退席いたしますので、確認事項等がある場合は今のうちをお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、ここで10分間休憩を取らせていただきます。再開は14時50分とさせていただきます。水資源機構の役職員におかれましては、ここでご退席をお願いいたします。

(休憩)

(議長) それでは、審議に入ります。委員の皆様には、平成25年度の業務実績の評価を行っていただきます。

評価に先立ちまして、審議の前に改めて評価の判断基準について事務局よりご説明いただきたいと思っております。

(事務局) それでは、配布資料の参考資料1「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」における、3ページ「2. 業務運営評価(2) 判断基準①個別項目ごとの認定」に記載がございます。こちらを読み上げさせていただきます。

「年度評価の個別項目ごとの認定については、年度業務実績評価の各項目ごとに、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について検討し、段階的評価を行う。評価の段階数については、5段階を基本とし、各法人の業務の特性を踏まえて設定しうるものとする。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

その際、当該年度の実績値を単に形式的にみて認定するのではなく、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況を実質的に検討することとする。」等々となっております。

また、3. 総合評価につきましては、算出された段階的評価の評定及び記述による業務全体に対する評価を踏まえ、総合的な評定を行う。評定は5段階（SS、S、A、B、C）により行う等とされております。

以上でございます。

(議長) それでは、評価項目の16項目につきまして合同会議としての評価を決定していきたいと思っております。

資料5「個別項目事前評価一覧表」をご覧ください。この資料5は、左の欄に色が付いておりまして、青色は、全委員の評価が完全に一致したものの、緑色は、1名の委員が異なる評価をつけたもの、黄色は、2～3名の委員が異なる評価をつけているもの、赤色は、4名以上が異なる評価をつけており、意見が大きく分かれているというものであります。

効率的に評価を進めていくために、これらの評価結果を4グループに分け、その4グループの順に評価を決めていきたいと思っております。グループごとに並び替えたものが、資料6「グループ別個別項目事前評価一覧表」でございます。これらの事前評価に当たりまして、各委員の皆様からいただきました個別項目に係る意見というのは、資料7にまとめております。これを併せて検討していきたいと思っております。

まず、グループ1でございます。これは今申し上げましたように、青色でありますけれども、委員の皆様の事前評価が完全に一致しているというものであります。

項目1の「安全で良質な水の安定した供給」、項目4の「確実な施設機能の確保」、項目5の「計画的で的確な施設の整備（ダム等事業）」、項目6の「計画的で的確な施設の整備（用水路等事業）」、項目7の「機構が有する技術力の維持・向上」、項目10の「広報・広聴活動の充実」、項目11の「機構の技術力を活用した技術支援」、項目12の「内部統制の強化と説明責任の向上」、項目14の「コスト縮減の推進」、項目16の「予算、短期借入金の限度額、剰余金の使途、その他業務運営に関する重要事項」。この10項目につきましては、委員の皆さんの意見が一致しております。そのうち、項目1は「S」を全員つけられています。そのほかの9項目が「A」ということであります。これらの10項目につきまして、事前評価のとおり評価を決定したいと思っておりますが、ご意見のある方はご発言いただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

それでは、以上の10項目の評価は、事前評価どおり決定するというにしたいと思います。

続きまして、グループ2でございます。これは、左側の欄であります、緑色で書いてあるものでございます。1名の委員の方が他の方と異なる評定をつけているというものでありまして、項目3と、項目8と、項目15であります。各項目1つずつ確認をさせていただきたいと思しますので、項目ごとに評価を進めたいと思います。

まず、項目3の「危機的状況への的確な対応」についてです。多数の意見は「S」でございますが、「A」をつけておられる委員の方もおられます。補足的なご説明があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 「A」をつけた人に発言を求めたいということですか。

(議長) いや、「S」をつけた方でもいいんですけど。分かれてますから、少し議論をして決めたいということであって、別に「A」をつけた方が説明しろという話ではありません。

(委員) 基本的には「S」の人が説明することが妥当で、「A」は説明しなくてもいいと思うのですが、私は、もう少し取り組んでこれれば「S」、「S」に近い「A」だと認識しております。皆さんが「S」ならば、「A」とすることに特別のこだわりはありません。

(議長) 「S」をつけた委員の方からももちろんご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、大多数の方が「S」とおつけになりましたので、項目3の評価は「S」ということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、「S」ということで決定させていただきたいと思います。

次に、項目8「環境の保全、施設の有効活用」についてであります。多数意見は「S」ということになっておりますが、ご覧のように「A」というご意見もございます。「A」、「S」どちらでも構いませんが、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

(委員) それでは、「A」をつけさせていただいた立場から。環境の保全と機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用については、着実に実施をされておるといふふうに見えはしますが、優れた点もいくつか機構の説明の中にもみられます。ですから、私も「S」に近い「A」といふふうなことで評価をしたところでございます。皆様のご意見に対して、絶対に「A」でない駄目というような強いものではございません。

(議長) ありがとうございます。「S」に近い「A」といふご発言でございますので、その他の方は「S」とお考えであります。項目8の評価は「S」ということでよろしいでしょうか。

それでは、「S」ということで決定したいと思います。

次に、項目15「適切な資産管理、財産に関する計画」についてであります。多くの方は「A」をつけられておりますが、「S」をつけておられる方もおられます。この項目15につきましてご発言があればお願いしたいと思います。

(委員) 私が「S」をつけさせていただきました。この問題は、昨年、中期計画の中の評価で議論のあった問題です。5年間の中期計画で、なかなか実施できなかったのですが、25年度は組織も体制も立て直して、5年間で取り組むところを1年でこれだけの実績を上げています。このため私は、優れた実績を上げたと思われたいと考へ、「S」をつけました。

(議長) どうもありがとうございます。この項目については昨年度だいたいいろいろご意見がありました。「B」というご意見もあったかと記憶しておりますが、ご意見はいかがでしょうか。

(委員) 私、「A」をつけたんですが、この参考資料1の「S」とか「A」をもう1回読み返しますと、「A」の方は「着実な」、「S」は「優れた」ということなものですから、やはり「着実な」という評価の方がふさわしいのではないかというふうに判断いたしました。

(議長) 努力をされて、着実に進んでいる状況だろうというふうに、私自身も思っております。まだ進んでいないものもある、残っているものもあるわけですね。そういうことを考えて、大方の方が「A」をつけられたんだと思います。

そういうことでありますので、結論を急ぎすぎるのはよくないとは思いますが、「A」と評価したいと思いますが、よろしいでしょうか。どうですか。これからいろいろ成果が上がってくると思えますけど。

(委員) 着実と考へるのか、優れたと考へるのか、評価の微妙なところだと思います。私が「S」をつけたのは、本当に優れていて、かつ、着実だと考へたからです。様々な問題があっても、決められたことにのみ取り組んだことを着実と評価するならば、決められていないことには取り組まなくていいという話になりかねません。評価の微妙なところの違いなので、皆さんが「A」ならば、私は特にこだわらないのですが、努力は認めてあげたいと思えます。

(議長) 表現が非常に曖昧で、「着実な」というのと「優れた」というのと。「優れた」の方が一歩進んでいるんだとは思いますが、この問題に関しては、これからいろいろ体制も整えられてやっていかれるということで、現時点での判断は「A」ということではいかがでしょうか。ご賛同いただければ、そのように評価したいと思えます。

よろしいですか。

それでは、次のグループ3に移ります。これは、黄色で表示しております、2項目でございます。順にご審議いただきたいと思います。

まず、項目9「関係機関、水源地域等との連携強化」ということであります。多数の方は「A」をおつけになっておられますが、2名の委員の方が「S」というよい評価をしていただいております。これにつきまして、ご発言があれば承りたいと思えます。

(委員) 私は「S」をつけました。この資料の中で、徳山ダムの中の、今日ご紹介のパワーポイントに入っていないようなんですが、やはりこの間、私は、ダム上流部での山林の保全というものを一緒にやっけていけませんと、ダム自体の機能というものの長寿命化ができないということで、そこが大事なんですよということを何度もお話をまいりました。それが今回、徳山ダムで岐阜県と連携しまして、その山林の取得管理に関する協定を結んだということで、私はこれは本当に画期的なことであると評価しております。

今後の国土保全のことからも考えますと、流域全体での管理とか、あるいは上流の森林保全というのは、誰がどのように保全していくかと、主体と方式も含めて、非常に大きな問題でございますので、非常に画期的な第一歩が踏み出されているというふうに判断いたしましたので、「S」という評価にさせていただきました。

(議長) ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

(委員) 私も「S」をつけたんですけれども、今おっしゃられましたように、ダム本体の機能の強化だけでは、ダムの貯水機能をもって突発的な豪雨等による洪水等の自然災害の発生防止には限界があると思うんです。

大分県竹田市では随分豪雨による被害が出ていますが、いろいろ話を聴いてみますと、山林の管理が悪くなってきたことによって豪雨によって木が河川に流れ込んで、それで災害が発生しているという状況がございました。そういう意味では、森林保全というのは水資源機構の直接的な管轄ではないとは思いますが、流域の山林の保全管理と一体化させて対応をしていくことは、今後ますます必要になってくると思っています。そういう視点から今回はS評価をつけさせていただいたということでございます。

(議長) どうもありがとうございます。いかがでしょう。

ただいま、「S」と採点をされたお二方の委員の方からご発言がございましたが、いや、そこまでは行ってないんじゃないかということで、「A」をつけられた委員の方も多数おられますので、ご意見があれば承りたいと思います。いかがでしょう。

そういう取組がようやく始まって、これから成果が出てくる。でも、この評価については今年で終了なんですけど、今後の成果を見てというところもあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうかね。連携の体制を整えたということ自体を非常に評価されているということだと思います。

(委員) 私、この間、毎回のように申し上げまして、やっと突破口が開かれたと思っております。

今回の資料2の25ページのところに協定書が出ているんですけど、ご説明に来ていただいたときの資料の方がより優れておりまして、森林の管理するところをベルト状にきちんととってスタートしてらっしゃるんですね。それで、浦山ダムの方は流域の森林調査なども始めてらっしゃるということで、やはりデータベースをきちんと作って、その上で管理主体と協力をして、ということで、私はデータベースの作成も含めて、新しい一歩がこれで踏み出すことができたのではないかなということで、同じことの繰り返しではございますが、非常にすばらしいことだと思っております。

(議長) いかがですか、ご意見は。

ただ、どうなんですかね。これ、ほかにもいろいろあるわけですし、これからそういう連携を結んでやっていこうということもあって、この5つのダムについてこういう取組が始まったと。その連携の成果が表れてきた段階で、改めて評価をするということも考えられるのではないかと思います。

(委員) 結構でございます。意見は十分に言わせていただきましたので、皆様のご判断に従います。

(議長) いかがでしょうか。また機構の役職員を呼び戻すというのはあれですが。ほかのところでもこれを広げていこうということになってるんでしょうかね。

(国土交通省) 徳山の場合は、上流部分の森林自体をそもそも岐阜県さんの方がしっかりと管理していきたいという意向がそもそも岐阜県さん側の方であったという相思相愛の部分と、あと、事業の仕組みといたしまして、ダム湖の湖岸の管理用通路云々をやっていくよりは、むしろ森林のまま保全していった方がトータルコストから考えても安かろうというような事柄の協議を歴史的に繰り返してきて、そういう形に落ち着いたというところがあって、まさしく徳山ダムが先駆的というか、恵まれた状況の中で、こういうことが始まったということでございます。

これから、いろんなダムの上流域で展開していけるかという、なかなか難しい面はあるんですけども、考え方としてはこういうことをどんどんやっていかなければいけないというのは、ベースにあると思います。徳山特有でできたという部分もあります。

(議長) どうでしょう。評価は「A」とさせていただいて、総合評価にコメントを書くわけですが、その中にこういう取組は評価されるというような一文を書き加えるということで、評価そのものは「A」ということでよろしいでしょうか。

それでは、項目9の「関係機関、水源地域等との連携強化」については「A」とさせていただきたいと思います。

次に、項目13「機動的な組織運営、効率的な業務運営」についてであります。多数意見は「S」ですが、3名の委員の方が「A」をつけておられるということです。「S」をつけられた委員、「A」をつけられた委員からご発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

(委員) 「A」をつけた立場で意見を申し上げますと、「機動的な組織運営、効率的な業務運営」の中で、いくつか「S」に相当する要件として挙げられております中にはWEB会議システムとか、間接部門のスリム化とかというようなことが要件として項目で挙げられているわけですが、こういうことというのは、世の中でもう普通に行われているところが多いと思います。WEB会議システムというのは、大体のところはやっておられるのではないのでしょうか。というような思いから、特に優れた実績を上げておられるというようなレベルのものではなくて、着実な実施状況にあるというふうなことで拝見した次第です。私が「A」をつけた理由というのはそういう理由です。

(議長) どうもありがとうございます。どうでしょうか、「A」をつけられた委員の方、まだおられると思いますが。

(委員) 私も「A」とつけさせていただきましたが。内容を読んでいて、着実な実施状況にあるというふうには思いますけれども、特筆に値するものというのがちょっと見当たらなかったもので、「A」とつけさせていただきました。

ちょっと私が危惧しているのは、WEB会議というのが導入されていって、逆に言うと今までフェイストゥフェイスでやっていた会議が、WEB会議で効率化を進めちゃおうというのはいか

がなものかという思いもあって、具体的にそういう内容がなければよろしいとは思いますが、やはり顔と顔が合った会議というのが大事だなと思いましたが、このWEB会議のところでは筆に値するという評価しなかったものですから、「A」ということで評価いたしました。

(議長) いかがですか。

(委員) 私も「A」にしたわけですが、全体的な「機動的な組織運営、効率的な業務運営」、その着実な前進という点の評価を考えているんですが、先ほどの機構の説明、それから全般的な説明の中で、例えば本給の細分化とか、ブロック勤務体制とか、こういうことは全体として賃金を下げて、評価支援を導入してというのは民間でずっとやられてきたんです。ブロック勤務体制、地域社員制度というのも流通業界を中心として、民間でやられてきている。ただ、これはいろいろプラス面だけではなくてマイナス面も、富士通の例なんかであるわけですね、現実には。

しかも、水資源の場合はこれをこれからようやくやると。制度を導入してこれから動き出すわけですから、その意味では、まだ優れた成果を上げているかどうかということの評価する対象にもならないのではないかと。そういう中で優れた評価ということで「S」にするのはいかがなものかと考えました。

(議長) 「A」をつけられた3人の委員の方からご意見がありました、いや、そうじゃないんだ、「S」をつけられて、積極的にこれを評価したいという委員もおられると思います。ご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 混乱させるかもしれませんが、私が「S」をつけたのは、WEB会議を導入されて、努力をされたということプラスに、間接部門のスリム化とか、金額を具体的に書かれて経費削減努力をされたということが一体的に出てきたので、「S」でいいかなと思いましたが、一方で、これらの努力は、5年前、10年前からやっておいてもいいんじゃないかなという気持ちは、特にWEB会議についてはあったので、評価はぎりぎり「S」か、「A」に近い「S」という判断でした。今日のお話を聴いてると、よく考えると、先ほどもありましたが、実施状況が大きく改善したというときに「S」評価とするのか、結果として改善され、標準的なレベルに到達して、着実に実施されているので「A」評価とするのかを考えてみると、私、「S」をつけましたけれども、「A」でもいいのかなというような気持ちになっております。

(議長) 「A」の評価をされた委員の方のご意見を伺って、「S」とつけられた方で、なるほどということで、評価を少し変更してもいいんじゃないかというような考えをお持ちであれば、ご発言をいただきたいと思えます。

確かに現状がどうであるか、出発点がどこであるか、ということなんですよね。だから、世間一般で見れば、確かにご発言のようにWEB会議なんてどこでもやってるよという話になりますので。今まで情報の一元化等についてそういった取組がほとんどなかったわけですが、いかがでしょうか。ご発言いただきたいと思えます。

どうでしょう。

事前評価でありますから、ここで議論をして評価を変えるということは全く問題ないわけで、ご発言をいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

ご発言がないということは、「S」をつけられた大半の方は、やはり事前評価どおり「S」が妥当であるとお考えだと理解してよろしいでしょうか。

そうしますと、これもまた少し乱暴に議論を進めておりますが、「S」が多数を占めておりますので、評価委員会としては、今後の期待も込めて、「S」ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。改めて反対だという委員がおられましたら、再度ご発言をいただければと思いますけれども。

よろしいですか。

それでは、この項目13につきましては、評価委員会としては「S」という評価にさせていただきたいと思います。

もう1つございます。左側の欄が赤になっているものでございまして、項目2「洪水被害の防止・軽減」ということで、これは意見が分かれております。「S」と「SS」の評価、それぞれが7名ずつおられるということでありまして。機構の自己評価は「S」ですが、それをあえて「SS」と。「SS」というのは「特筆すべき」という文言がついているわけですが、これに値するという評価の委員の方が7名おられます。これは是非「SS」とすべきだということをご説明いただければと思います。

(委員) 私は「SS」とつけたんですけれども。ダム機能、そのうちの特に治水に関しては人命にかかわる問題なわけですね。特に、最近、既往最大流量というのが頻繁に出ている。地球温暖化の問題等がある、降雨量予測が技術的にも非常に困難というような状況になっている中で、なおかつダムの操作ルールあるいはその貯水池の運用ルールに非常に厳しい制約があるわけですが、そういう中で、ダム群を有効に活用して、なおかつ貯水容量をいっぱいというような、予測と実際の操作をうまく技術的なものをおかみ合わせたと。そういう面で特筆すべきという具合に。技術的にも非常に高度な技術を使っている。あるいは、経験も過去の流域での経験を非常に有効に加味した操作を行っているということ。

それと、今後、既往最大がこれから多発してくるような気象状況になってきているわけですが、そういう中で、将来の治水に対するダムの有効活用という観点で重要な事例になっていくのではないかと。それと、いろんな賞を得ているということもあって、「SS」に値するのではないかと。ということです。

(議長) どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

逆に「S」だろうというご意見の方もおられるかと思います。特筆すべきかどうかということだと思いますが、「SS」でも「S」でもどちらでもご発言いただければと思います。

「SS」の根拠というのは、これから気候変動で予想を上回るような洪水・降雨、そういうものに対して対応していくということは極めて重要だろうというふうに思います。そういうことを評価したということと、ダム工学会賞、土木学会技術賞、いずれも同時に受賞したということと社会的な評価も非常に高いということをお評価して「SS」だと思っております。今まで「SS」という評価はこの委員会ではなかったんですが、いかがでしょうか。

(委員) 私も「SS」の評価をしたんですけれども。

この評価委員会、随分長いこと、私、務めているのですが、こういう複雑に複数のダムを、流量をいろいろ想定しながら危機を脱したというのは、あまり数が多くなかったのではないかと思います。何よりも今回は淀川水系ということで、下流に巨大なストックがある場所ですね。つまり、一旦被害が生じると膨大な被害が想定されるというところで、今回、1万3,000戸、それから約1.2兆円ということで、具体的な数字を上げているというところが、そういう意味では、国民の皆様にも、危機に瀕したときにダムのマネジメントによってどれだけ危機を回避することができたかということ具体的に話すことができたのではないかと思います。貯水量の写真もありますよね。

こういうものこそ、雨が極端に降るといことはおかしいと最近、皆さん思っていますので、これから気候変動で雨の降り方が変わってくるというときに、既存のダムをしっかりとマネジメントして危機を脱していくことが可能になったのだ、ということをもう少し積極的にPRしてもいいのではないかと思います。

そういう意味では、今までの事例とはちょっと違う、かなり違う、優れた事例であると私は判断いたしましたので、やはりもっとPRしてもいいと思いますので、そういう意味では「SS」という評価をきちんとつけて、積極的に国民に発信していただきたいと思います。私は思います。

(議長) ありがとうございます。

(委員) 私も「SS」をつけたんですけれども、これまでの「SS」実績は、確か私の記憶だと、名張3ダムの連携運用によって洪水被害を軽減したという実績があったと思うんですが。今回の淀川水系での日吉ダムの洪水防止運用、これはそれに匹敵する成果ではないかなと、ということから「SS」にしたということでございます。

(議長) どうもありがとうございます。名張3ダムの件は確認できますか。確認した後、分かったら教えていただきたいと思います。

どうぞ、ご発言を。

(委員) 「SS」のご意見が出ておまして、私は「SS」に近い「S」ということで「S」だったんですけれども、いろいろお話を伺っていて「SS」でもいいかなと今、思っていますので、「S」ではなくて「SS」でもいいかなと。なかなかこういった土木学会の賞というのは毎年取れるものでもないし、こういったダムの運用も本当に素晴らしいものがあるんですね。

ただ、私がここでちょっと意見を申し上げたいのは、日常的に、日々24時間、淡々とやっている維持管理も、本来ならば「SS」に匹敵する、あるいは「S」に匹敵するものだと思っはいるんですけど、なかなかこういった洪水が来たり、あるいは然るべき学会で賞をもらわないと、「SS」が取れないという評価自体がどうしたものかなという思いがありまして。そういう思いはずっと持っています、この10年間ですね。ですから、普通に、不断にやっているということが非常に大事なことであって、そういったものも、本来、今後の評価の中に入れていく必要があるのかなと、このような個人的な感覚がございます。

今回のこの件については非常にすばらしい制御をされましたし、土木学会の技術賞というものももらっているわけですので、「SS」にすることは全然問題ないと思っています。私の「S」として1票を「SS」に変えてください。

(議長) 評価委員会としてどちらかに決めますので。

(事務局) 先ほどの名張の総合操作の関係でございますが、平成21年度の評価のときに、確かに「洪水被害の防止・軽減」の項目で「SS」をつけていただいております。

(議長) ほかに。

(委員) 私も「SS」をつけた立場で少し意見を申したいと思います。大変個人的なんですけど、私、この当日、いろんなダム貯水状況、水位を10分ごとに変更していくというそのホームページ、特に日吉ダムに注目して、朝4時から5時くらいから見てました。今日の説明にもございましたように、あるとき、サーチャージ、洪水時の最大貯水量を超えたんですね。私はこの時点でどういうことなんだろうと目を疑ったような、実は驚きもあったんですけども。しばらくまだ水位が上昇している中で、下流の渡月橋の辺りの洪水の状況もテレビリアルタイムで放送される。それをずっとホームページを見ながら、こういうことになっているから、ここまで頑張っているんだなというのを、本当に自ら体験をしたような、半日、ずっと注目してました。

たまたま、私、淀川の下流域に住んでいるものですから、大変この三川のダムのコントロールというのは以前から注目しておったわけです。先ほどの21年の3ダムのときにも浄水場の場長という立場もございまして、大変その操作に注目したということがありました。今回はそれを上回る操作であったといえると思います。

さらに、土木学会の技術賞の1グループを受賞されましたが、これまでこの土木学会の技術の1グループをダム関連の操作で受賞することはなかったわけで、ダムの効果を全国に知らしめるという意味では大変大きな成果を上げた結果として受賞されたのではないかなというふうに思います。

このことは、今ご意見がございましたように、もっと国も水資源機構もPRをして、ダムというのはこういうふうな大きな成果を上げて、国民の命と財産を守るということに役立っているんだよということを、国民に大きな声で発信すべきというふうに思った次第です。以上「SS」の立場から申し上げました。

(議長) 「SS」を支持する委員の方からのご意見ですけれども。どうぞ、はい。

(委員) 私も「SS」をつけました。ダムそのものの運用ということも当然ありますが、私が思いますのは、日吉ダムも水を相当蓄えていて危ない状況にあったにもかかわらず、この後の降水量を考えて、まだ大丈夫だという判断をして、少し無理をして水を貯め込んだという判断が優れていたと評価できるのではないのでしょうか。それを私は「英断」と書きましたが。そうした人による緊急時の判断が正確だった点を評価したいということで「SS」をつけております。

(議長) どうもありがとうございます。

(委員) 今、「SS」をつけられた方のご意見、ごもっともだと思うし、同意できる点は多いんですが、ただ、現実に淀川、嵐山の辺りも含めて、あれだけ大きな被害が出て、それを国民が

皆テレビ・新聞で見ているわけですよね。このデータでは半減となっておりますが、軽減できたことは事実であるけれども、大きな被害が出ている。その現実の前に特筆すべき成果だということはこの評価委員会として下すというのは、被害に逢われた方、あるいは国民感情からいって、果たしてどうなのかなという疑問が私にはちょっとあります。

(議長) 今、「S」を指示する委員からご発言がございましたが、ほかにおありの方、いかがでしょうか。

(委員) ただいまの委員のご発言はもっともだと納得するんですけども、しかしながら、ダムにはやはりキャパシティというものがあまして、これのぎりぎりまで運用の努力をしたと、そのところはやはり認めてあげていいのではないかなと。

(委員) それを認めた上で、です。

(委員) そういうことですよね。

恐らく見解の開きというのは、それほどないだろうとは思いますが、そんなことで、ダム運用の意義というものを、この際社会的にももうちょっとご認識を高めていただくというようなことも含めて、評価委員会としても「SS」の評価をして差し支えないのではないかなというふうに考えた次第です。

(議長) ほかにいかがでしょうか。

後で議題で出てまいります、「業務実績評価調書」というのを委員会としてまとめますが、その中に委員のご意見も少し反映させるような文言も入れて、ということは考えられるとは思いますが、

今までの議論を踏まえても、まだ「S」だろうとお考えの委員もおられるかと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(委員) 私は「S」をつけました。先ほどあったように、前回は初めてなので「SS」を付けましたが、今回はその応用編だと理解してのことです。

もう1つの理由は、水機構さんが本当に良く取り組めたと胸を張るなら自ら「SS」を付けられたと思いました。洪水水位を超えた貯水についてどう判断するかは、難しい問題です。例えば、ダムが壊れて事故が発生したらどうするのかといった視点もございます。私は全体としてこの項目については、「SS」に近いと判断していますが、機構さんが今後、ダムの総合的な運用を踏まえ、さらに検討を重ね、より良い方向に進もうとしている現れとして「S」を付けたと考えましたので、私は「S」にしました。

(議長) ほかにご発言、いかがでしょうか。

評価委員会としては1つに決めなくちゃいけませんので、先ほどから「SS」の評価をされた委員の方、それから、「S」の評価をされた委員の方からも「SS」に近いというようなご発言がございました。そういうことを踏まえまして、これを多数決で決めるというのはいかなものかと思いますが、「S」と「SS」が7名、7名でありますので、ただいまのご発言を伺います

と、前例もございますので、この委員会としては「SS」という評価を下したいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

それでは、この項目につきましては「SS」という形にさせていただきたいと思います。

それでは、事務局の方から各項目の評価結果をもう1度言っていただきたいと思います。

(事務局) それでは、決定しました項目順に、評価を読み上げさせていただきます。項目1が「S」、項目4が「A」、項目5が「A」、項目6が「A」、項目7が「A」、項目10が「A」、項目11が「A」、項目12が「A」、項目14が「A」、項目16が「A」、項目3が「S」、項目8が「S」、項目15が「A」、項目9が「A」、項目13が「S」、項目2が「SS」ということで、評定ごとの分布状況は、「SS」が1、「S」が4、「A」が11、「B」が0、「C」が0ということで、多数の評定は「A」ということになります。以上です。

(議長) 続きまして、総合評価のうち記述による業務全体に対する評価について、事前にいただきました「総合的評価に係るご意見」、これは資料8でございますが、これを踏まえまして、資料9の資料に取りまとめております。その主要内容につきまして、事務局の方から説明をしていただきたいと思います。

(事務局) それでは、ご報告させていただきます。まず、資料8でございますが、こちらは各委員からの総合的評価につきまして記述でいただいた意見をまとめたものでございます。

主な意見といたしましては、「法人の業務の実績」あるいは「推奨事例」の中で、淀川水系における台風18号の洪水対応につきましてダム群の連携操作により下流の被害の軽減に貢献して、さらに学会から技術賞を受賞したことにつきまして、高い評価をいただいている状況となっております。

また、ポンプ車の貸出し、あるいは備蓄資材の供出といった形での機構の地域への貢献につきましても評価をいただいているところでございます。

一方、「課題・改善点、業務運営に対する意見」といたしましては、ストックマネジメントの長期的な視点での評価の必要性、機構の技術力に関しまして最新の知見や情報の活用必要性、海外新興国への積極的な技術支援などのご意見のほか、業務の効率化や組織のスリム化、人事制度の見直しなどに伴うマイナスの効果への懸念についての言及もございました。

次に資料9でございます。「平成25年度業務実績評価調書(案)」につきましては、先ほどの資料8「総合的評価に係るご意見」のほか、本日の会議での委員の皆様のご意見、審議の結果を加えた上で取りまとめをいたします。

また、資料3「政独委による業務実績評価についての意見等への対応の実績及びその評価」の中でいただいたご意見につきましても、同様に評価調書の中の「別紙」という形で取りまとめをいたします。

具体的には、資料9の24ページでございます。こちらに記述をしております。こちらにつきましては読み上げさせていただきます。「総合評価」でございます。

「全体的には、年度計画に掲げる目標を達成しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあるといえる。

中でも、台風18号による豪雨の際の臨機応変の対応による下流地域の洪水軽減への貢献、豊川水系での異常渇水時の利水補給対策の準備対応、坑廃水の流出に対する自衛的対応、ポンプ車の貸出しや備蓄資材の活用などによる自治体等との連携、大山ダムでのオオムラサキ保全対策、機構が開発した3次元水質予測モデルのダム工学会での受賞、ブロック勤務への転換による給与水準の見直し、間接部門の統廃合や本部制の導入による組織の見直し、執務スペースの見直しによる賃料の削減などは優れた取組みといえ、機構の本来業務における取組みは評価することができる。

一方、業務運営の効率化を積極的に進めていくなかで、突発的な異常事態への対応力や、機構職員のモチベーションが低下することのないよう、十分配慮する必要がある。

また、機構の国際貢献について、深刻な問題を抱える海外新興国に対する積極的な技術支援に取り組むとともに、現地においてどのように評価されているか情報を取得し、課題等を明確にすることにより、機構の国際協力の裾野を充実させることを期待する。

さらに、残る不要財産の処分を速やかかつ適正に進めるとともに、評価に際し、ライフサイクルコストの縮減を図る取組みであるストックマネジメントの長期的な視点での説明や機構の最新の技術力の活用の更なる充実を期待する。」

それから、資料3「政独委等から示されている事項への対応」でいただいたご意見につきましては、概ね着実に実施している、適正に取り組んでいるといったご意見をいただいておりますが、施設の老朽化対策における長期的な視点に立った更新計画の策定、総合技術センターの関係省庁の枠を超えた連携強化、利益剰余金の使途について透明性の確保への配慮などのご意見がございました。こちらにつきましても、意見を踏まえまして、評価という形で記述をさせていただいております。

以上でございます。

(議長) 資料9の24ページの総合評価の内容について説明をしていただきましたが、これにつきまして、ご意見がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

今日お出しいただいたご意見をさらに反映したものを作ることになりますね。

(事務局) はい。

(議長) 各項目について、評価のときにご意見がいろいろ出ましたが、再度、それにご発言をいただいても結構でございますので、総合評価の中に書き込むべきだというような事項がございましたら、ご発言をいただきたいと思ひます。

後ほどお諮りしますが、この総合評価の案につきましては、事務局の方で取りまとめをして、最終的には、議長である私にご一任していただきたいと考えております。

どうぞ、何かご発言がありましたら、お願ひしたいと思います。

(委員) 24ページの総合評価の文章の一番下から3行くらいのところで「さらに、残る不要財産の処分を速やかかつ適正に進めるとともに、評価に際し、ライフサイクルコストの縮減を図る取組みであるストックマネジメントの長期的な視点での説明や機構の最新の技術力の活用の更なる充実を期待する。」とありますが、ライフサイクルコストの縮減というのは非常にいいこ

とだと思います。この話と不要財産の処分、これはあまり機構の専門の分野ではないわけですね。先ほど来ちょっと議論があって、去年に比べて結構頑張っているところだったとは思いますが、この話とストックマネジメントの話が両立しているということ自体が、どうも引っかかるんですね。

書き方をちょっと工夫していただいて、ライフサイクルコストの縮減というのは非常に大事なことだし、特に水資源というのは百年の計で考えなければいけないので、ロングスパンで、目先の利益で動くのではなくて、長い目で見て考えていく必要があります。ですから、安かろう悪かろうにならないように是非していただきたいという思いもありますので、ライフサイクルコストの話は非常に大事な話だとは思いますが。

これはこの場で言う話ではないんですが、財産の処分というのは叩き売りするのはよくないというのが、私の個人的な意見です。不動産の価格があまりにも低い時代に処分するというのは、もったいないなという思いが逆にあるものですから。これはなかなか表では言いにくいことなんですけれども、やはりそういう話と、後半の話が一緒になって書かれているというのが、ちょっと気になるところでございます。ご検討いただければありがたいなと、このように思う次第でございます。

(議長) どうもありがとうございます。

これは分けて書きましょう。直接的なかわりがないと思いますので。

(事務局) 分けたいと思います。

(議長) それから、「評価に際し」って何ですかね、これは。これも少し修文をしなくちゃいけないだろうと。それはやりましょう。

(事務局) はい。

(議長) どうでしょうか。

今日いただいた意見を十分に踏まえた形で少し修正をするというふうにしたいと思います。

委員会としては総合評定を下さなくちゃいけないということになっております。先ほど事務局から報告がございましたように、個別評価の評定であります、「SS」が1、「S」が4、「A」が11、「B」と「C」が0。で、総合評定というのは多数の評定を持ち寄ることになっておりますので、「A」ということにさせていただきたいと思います。「A」というのは「中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。」ということになります。

こういうふうさせていただきたいと思いますが、ご異議はないでしょうか。

(委員) ちょっとよろしいでしょうか。

(議長) はい、どうぞ。

(委員) この総合評価を読ませていただいた感想なんですが。これは官庁的な文章の書き方なんでしょうけれども、例えば真ん中3分の1以下のところ、「中でも」から「評価することができる。」まで、これ、全部並列的に文章が書かれているわけですね。それぞれ違う項目を並列して、最終的に評価できるとやっているんだけど。要するに、もう少しメリハリをつけた文章にした方がよいのではないかという気がします。

(議長) ご指摘のとおりだと思います。なぜ「SS」かということをやっぱりきちんと書かなくちゃいけないだろうしね。特に「SS」の評価については、そういうふうに直させていただきたいと思います。ご指摘、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、総合評価の方につきましては事務局に作業をさせまして、議長にご一任をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしと認め、そのようにさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、議事を終了いたします。今年は、予定よりだいぶ早く終わって、どうもありがとうございました。議事の進行を司会の方にお返しいたします。

(司会) 以上をもちまして、第24回独立行政法人評価委員会水資源機構分科会等合同会議を閉会いたします。

本日の議事録につきましては、ご出席の委員の皆様にお諮りした上で、公表することといたしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、本日の会議資料につきましては非常に大部ですので、机の上にそのままにしておいていただければ、こちらで郵送をさせていただきます。

最後になりますが、昨年12月に出された閣議決定の中で、現行の独立行政法人制度の見直しの方針が示されまして、独法評価の関係では主務大臣自らが業績評価を行うこととするとされたところでございます。また、この閣議決定に基づきまして、先般、独法通則法が改正され、独法評価の制度も来年度から新たな制度に移行することとなっております。

その新たな制度では、評価の主体が主務大臣となり、また、各省の評価委員会も今年度で活動を終了し、廃止される見込みとなっております。したがいまして、業務実績の評価を議題として、このような形で各評価委員の皆様にお集まりいただくのは、現時点では本日が最後と考えております。ただ、この後も、今年度中に持ち回りでのご意見をいただく案件も予定しておりますので、引き続きご指導を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

なお、国土交通省の委員の皆様におかれましては、この後、16時15分より水資源機構分科会を予定しておりますので、時間になりましたら、集まりいただけますようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。